

郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金交付要綱

平成26年3月26日制定

平成27年3月31日最終改正

[保健福祉部 障がい福祉課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住し子育てをしている保護者のうち、当該保護者の第一子が児童発達支援等を利用する際に生じる利用者負担の金銭的負担を軽減し、もって子育てしやすい環境を整えることを目的とし、当該保護者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童発達支援等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援及び医療型児童発達支援をいう。
- (2) 児童 前号に規定する児童発達支援等を利用している乳児又は幼児をいう。
- (3) 児童の保護者 法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 郡山市に居住し、かつ、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）の規定に基づく郡山市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 児童の保護者のうち、親権を行う児童が第一子であること。
- (3) 市長が定める基準日において、当該児童に係る児童発達支援等利用者負担のうち、納期限が到来しているものについて、納付済みであること。
- (4) 世帯の全員が市税等を滞納していないこと。

2 補助金の交付対象者は、児童の父、母又は親権を行う者のうち、いずれか一人とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の支給対象となる経費は、当該児童が児童発達支援等を利用し、児童発達支援等を行う事業所に支払った利用者負担額とし、補助額は別表第1に定めるとおりとする。

(税情報の確認と同意)

第5条 補助金の交付を受けようとする児童の保護者は、別表に定める世帯の当該年度の市民税所得割額を確認するため、税情報確認依頼書兼同意書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(税情報の確認等)

第6条 市長は、前条の提出があったときは、当該世帯の当該年度の市民税所得割額について、速やかに課税状況等を確認するものとする。

2 市長は、前項により確認した結果について、提出者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 前条第2項の通知により補助金の交付要件を具備することが明らかとなった児童の保護者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定による補助金交付申請書に戸

籍謄本及び児童発達支援等の利用に係る領収書等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、児童又は保護者が戸籍を有しない者である場合は、その他の書類により交付対象となる児童であることを確認するものとする。

3 交付の申請は、児童が通所した月が属する年度において申請するものとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに補助金交付を決定し、規則第7条の規定による補助金等交付決定通知により、当該申請を行った者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

(書面の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1

世帯の当該年度の市民税所得割額	補助額
48,600円未満	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額又は別表2の区分に応じた額のいずれか低いほうの額
48,600円以上97,000円未満	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額又は別表2の区分に応じた額のいずれか低いほうの額とし、月額5,000円を限度とする。

備考

- 1 世帯の市町村民税所得割額の算出については、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成26年郡山市規則第 号）の規定の例による。ただし、同規則第4条第2項の規定は適用せず、当該年度の市町村民税課税額に基づき世帯の市町村民税所得割額を認定するものとする。

別表第 2

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円

別記様式（第5条関係）

郡山市長

税情報確認依頼書兼同意書

郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金の交付申請に際し、世帯の当該年度の市民税所得割額について、確認願います。

また、郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金の交付決定のため、郡山市長が当該児童の属する世帯の構成員に係る市民税課税台帳等の閲覧及び市民税等納付状況の閲覧を行うことに同意いたします。

年 月 日

住所

氏名

印

本人との続柄

世帯員氏名

印 ()

世帯員氏名

印 ()

世帯員氏名

印 ()

世帯員氏名

印 ()

世帯員氏名

印 ()